

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宗像市長 伊豆 美沙子

市町村名 (市町村コード)	宗像市 (220)
地域名 (地域内農業集落名)	東郷地区 (久原・東郷・田熊・大井・用山・村山田・平井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・全体的に、基盤整備された年代が古く、一区画の面積が広くないため、生産性が上がりにくい。  
 ・大井近辺は、担い手等により農業が維持できている。  
 ・大井近辺は、近くにダムがあり水系に恵まれている一方、田熊近辺は、水系に恵まれず麦類や豆類が栽培できない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・担い手等が規模を維持・拡大できるよう、農地の集積や集約化を図るとともに、各地域の実情に合わせて農業・農地を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	154 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	154 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸し付けを基本としつつ、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズや地域の実情に応じて、基盤整備事業を活用していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募集して担い手として育成していくため、むなかた地域農業活性化機構やJAと連携し、栽培技術や農地の確保の支援など、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、JAの農作業受託事業等を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに関係機関へ情報提供する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。